

資料 1

令和5年度 第1回 新潟市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
令和5年8月30日開催

地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について

1 計画の概要について

- 市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」をこれに位置づけています。
- 計画は市総合計画及び市地域福祉計画を上位計画とし、市障がい者計画など他の諸計画と調和を保つとともに、県高齢者保健福祉計画との整合性を図っています。
- また、計画は3年を1期として策定しており、現行の第8期計画は、令和3年度から5年度を計画期間として進めていますが、令和5年度で計画期間が終了となるため、令和6年度から8年度までの3年を計画期間とする**第9期計画**を策定します。
- 第9期計画中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通した際、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえたサービス基盤の整備、介護人材の確保等の優先順位を検討した上で、計画を定めていくことが重要となります。

2 計画の位置づけについて

- 高齢者保健福祉計画
「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保とその事業量の目標その他必要な事項を定め、高齢者の生きがいをいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指す計画です。
- 介護保険事業計画
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。
- 本市では、第6期以降の計画を「地域包括ケア計画」として位置づけています。

3 計画策定の審議・検討組織について

- 「高齢者保健福祉計画」・・・社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
 - 「介護保険事業計画」・・・介護保険事業等運営委員会
- ※各計画の策定については、各分科会・委員会で行うとともに連携を図ります。

4 高齢者保健福祉計画の見直しについて

前回の第8期策定時は、介護保険事業計画の作成に合わせた老人福祉計画の見直しについて国から指針が示されており、今回の見直しに当たっても今後国から基本指針が示される見込みです。（前回通知は令和3年1月29日発出）

- 前回の主な指針
 - 1 地域包括ケアシステムにおける養護老人ホーム及び軽費老人ホームの整備
 - 2 介護保険事業の対象外のサービスに係る事業量の目標設定

5 高齢者保健福祉計画に関する主な事項について

(1) 介護保険制度外のサービスに係る見込量・施設整備の目標設定について

社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）において、各事業に係る目標量等の設定について審議します。

○生活支援サービス、生きがい対策等の事業量の見込み

高齢者人口の増加、要支援・要介護認定者の伸び及び従来から実施してきた各事業の利用実績などから各事業の事業量を見込みます。

具体的には、紙おむつ支給事業、あんしん連絡システム事業、住宅リフォーム助成事業等が該当します。

○介護保険外のサービスに係る基盤整備について

目標量を定める施設は、養護老人ホーム、ケアハウス等の軽費老人ホーム、生活支援ハウス等です。

(2) 介護保険制度のサービスに係る見込量・施設整備の目標設定について

介護保険事業等運営委員会において、介護保険サービスに係る目標量等についてご意見をいただきます。具体的には、介護保険被保険者数、要介護認定者数、介護給付対象サービス量、介護保険施設等の整備目標です。

6 第9期計画において充実させる内容について

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、既存施設・事業所のあり方も含めて検討し、介護サービス基盤を計画的に確保する
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保及び連携強化
- ・複合的な在宅サービスの整備を推進

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策の総合的な取組

7 計画策定スケジュール

